

保育料について

保育料は、申請書に基づき、**父母とそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者に限る)**の住民税額(市区町村民税額)で決定しています。

離婚・結婚・転居等で家族構成が変わった場合や修正申告などで住民税額に変更があった場合は、保育料も変わる場合がありますので必ず連絡してください。連絡が遅れた場合、遡って追加徴収となる場合もあります

水俣市では、子育て世帯に対する支援策として、保育料は国基準よりも低く設定しています。

【標準時間の保育料】※短時間保育の月額保育料は、下表の月額から1,000円を引いた額です。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)			
階層区分	定義	国【参考】	市		
A	生活保護世帯等	0	0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0		
C	市町村民税課税世帯	均等割の額のみ	12,000		
C1			所得割の額が1,000円未満	14,000	
C2			1,000円以上3,000円未満	15,000	
D1		3,000円以上10,000円未満	19,500	17,000	
D2		10,000円以上28,000円未満		18,000	
D3		28,000円以上48,600円未満		19,000	
D4		48,600円以上57,000円未満		30,000	20,000
D5		57,000円以上67,000円未満			24,000
D6		67,000円以上81,000円未満	26,000		
D7		81,000円以上97,000円未満	28,000		
D8		97,000円以上114,000円未満	44,500	32,000	
D9		114,000円以上131,000円未満		34,000	
D10		131,000円以上149,000円未満		36,000	
D11		149,000円以上169,000円未満		38,000	
D12		169,000円以上199,000円未満	61,000	40,000	
D13		199,000円以上229,000円未満		41,000	
D14		229,000円以上256,000円未満		42,000	
D15		256,000円以上301,000円未満		43,000	
D16		301,000円以上331,000円未満		80,000	45,000
D17	331,000円以上361,000円未満	46,000			
D18	361,000円以上397,000円未満	48,000			
D19	397,000円以上	104,000	50,000		

備考

※年齢区分は、年度初日(4月1日)現在の年齢が基準です。年度途中で誕生日が来てもその年度の保育料は変わりません。

※複数の就学前の乳幼児が同時に保育所や幼稚園等を利用している場合、年齢が上から2番目の子どもは保育料が半額、3番目以降の子どもは無料です。ただし、年収約360万円未満の階層区分については、扶養している子どもの年齢に関係なく上から数えます。

※18歳未満の子どもを3人以上扶養しているご家庭で、3番目以降の子どもが保育園・認定こども園へ入所している場合、保育料は無料です(D16~19階層を除く)。

※ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯は所得に応じて保育料の軽減が受けられることがあります。詳しくは、お問い合わせください。